

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	子育て施設等利用給付の支給及び子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、子育て施設等利用給付の支給及び子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証により操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じる。

評価実施機関名

大阪府泉南市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	子育て施設等利用給付の支給及び子ども子育て支援に関する事務	
②事務の概要	・子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、施設等利用給付認定、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 ・申請、届出等は窓口、サービス検索・電子申請機能で受領する。 サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。 ・処分通知等は郵送で通知する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額算定、徴収及び収納管理に必要な各種情報照会 ⑤その他諸届の処理に関する事務 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。	
③システムの名称	子ども子育て支援システム(標準準拠システム稼働前) 子ども子育て支援システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 総合宛名システム(標準準拠システム稼働前) 総合宛名システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
子ども子育て支援情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法別表第一表第94の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第2における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二第116の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康子ども部保育子ども課	
②所属長の役職名	保育子ども課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	健康子ども部保育子ども課 大阪府泉南市樽井1丁目1番1号 電話 072-483-3471	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	健康子ども部保育子ども課 大阪府泉南市樽井1丁目1番1号 電話 072-483-3471	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	泉南市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、下記を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月24日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	保育子育て支援課長 加渡賢二	保育子育て支援課長	事後	
平成31年4月24日	IIしきい値判断項目 1対象人数	2015/5/31	2019/4/1	事後	
平成31年4月24日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	2015/5/31	2019/4/1	事後	
平成31年4月24日	IVリスク対策	新規	評価書の通り	事後	
令和3年1月12日	I 5.評価実施期間における担当部署①部署	健康福祉部保育子育て支援課	健康子ども部保育子ども課	事後	
令和3年1月12日	I 5.評価実施期間における担当部署②所属長の役職名	保育子育て支援課長	保育子ども課長	事後	
令和3年9月1日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項、別表第二第13、116の項	番号法第19条第8号、別表第二第13、116の項	事後	
令和3年9月1日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部税務課 大阪府泉南市榊井1丁目1番1号 電話 072-483-9031	健康子ども部保育子ども課 大阪府泉南市榊井1丁目1番1号 電話 072-483-3471	事後	
令和5年2月3日	I 関連情報 1. ②事務の概要	子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。	・子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。(*1) ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)サービス検索・電子申請機能を利用する場合	事前	
令和5年2月3日	I 関連情報 1. ③システムの名称	子ども子育て支援システム 総合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	子ども子育て支援システム 総合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一表第94の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の94項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第68条	事前	
令和5年2月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(別表第2における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二第13、116の項	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の116項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第59条の2の2	事前	
令和5年5月23日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 ③システムの名称	②事務の概要 ・申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。	②事務の概要 ・申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。 ③システムの名称 申請管理システムを追加	事後	電子申請に係る申請管理システムが構築されたため
令和5年5月23日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	総務部総務課 大阪府泉南市樽井1丁目1番1号 電話 072-483-0001	行政経営部デジタル推進課 大阪府泉南市樽井1丁目1番1号 電話 072-429-9092	事後	組織の機構改革があったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	評価書名	子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書	子育て施設等利用給付の支給及び子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	泉南市は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。	泉南市は、子育て施設等利用給付の支給及び子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	公表日	令和5年5月23日	令和7年9月1日	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	I 1①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務	子育て施設等利用給付の支給及び子ども子育て支援に関する事務	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	I 1②事務の概要	・子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。 ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額算定、徴収及び収納管理に必要な各種情報照会 ⑤その他諸届の処理に関する事務 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。	・子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、施設等利用給付認定、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。 ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額算定、徴収及び収納管理に必要な各種情報照会 ⑤その他諸届の処理に関する事務 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	I 1③システムの名称	子ども子育て支援システム 総合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	子ども子育て支援システム(標準準拠システム稼働前) 子ども子育て支援システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 総合宛名システム(標準準拠システム稼働前) 総合宛名システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	I 7請求先	行政経営部デジタル推進課 大阪府泉南市樽井1丁目1番1号 電話 072-429-9092	健康子ども部保育子ども課 大阪府泉南市樽井1丁目1番1号 電話 072-483-3471	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	II 1対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和7年9月1日	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	Ⅱ 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和7年9月1日	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	Ⅳ 8人手を介在させる作業 判断の根拠	<新規>	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	Ⅳ 11最も優先度が高いと考えられる対策	<新規>	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更

[illegible]